

## 審査基準整理票

処分名	旧竹林院の茶室の使用の許可		
根拠法令名	大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例 (平成5年条例第2号)	(条項) 第4条第1項	
基準法令名	大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例 (平成5年条例第2号) 大津市旧竹林院の管理運営に関する規則 (平成5年条例第34号)	(条項) 第4条第2項 第4条	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【<span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【<span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>旧竹林院の茶室の使用の許可は、大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項に掲げる不許可事由及び大津市暴力団排除条例第8条に規定する当該使用が暴力団に利するときに該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、条例第4条第2項第4号に規定するその他旧竹林院の管理上支障があると認められるときは、大津市旧竹林院の管理運営に関する規則第4条各号に掲げる行為をするおそれがあると認められるときとする。</p>			

【根拠法令】

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例

(茶室の使用の許可)

第4条 茶室を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、茶室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

【基準法例】

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例

(茶室の使用の許可)

第4条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、茶室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 茶室の施設又は備品を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) 物品販売の目的のために使用するとき。
- (4) その他旧竹林院の管理上支障があると認められるとき。

大津市旧竹林院の管理運営に関する規則

(入園者の遵守事項)

第4条 入園者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 旧竹林院の施設若しくは備品又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 旧竹林院の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。